平成 30 年　第1回定例会　一般質問

質問１　**認知症高齢者の徘徊保護対策について**

野村　光宣　議員

質問１

　認知症の高齢者が徘徊し行方不明となる場合の対応として、希望者に連絡先がスマートフォンと連動している個別番号とＱＲコードのついた衣服等に貼り付けるラベル等を交付し、早期発見に努めてはどうか等について伺います。

答弁　（民生部長）

　認知症高齢者の徘徊保護対策は、現在、地域の方々の見守り活動や見守り協定を締結している事業所などのご尽力によって早期発見につながっています。しかし、今後、見守り活動だけでは限界がきます。町では、スマートフォンを利用した認知症高齢者見守り全国ネット「オレンジセーフティネット」について、揖斐広域連合と構成町で検討しています。

　議員ご提案の「認知症高齢者保護情報共有サービス　どこシル伝言板」も認知症高齢者の保護に有効であると思われますが、両サービスとも町民の方々に制度の普及や登録者の確保が重要であると考えますので、登録者のスマートフォンの利用、ＱＲコードの利用等も含め、どのような仕組みが町として有効であるか、メリット・デメリットの比較をしつつ、よく検討してまいります。

　また、広報無線では行方不明者の居住地域を絞れないかということですが、警察署へ届出されたご家族の同意が必ず必要ですので、警察とよく協議をしてまいります。

質問１　**平成３０年は「観光元年」について**
質問２　**教育長再任にあたり大野町の教育をどう推進していくのか**

宇野　等 議員

質問１

①具体的施策と計画について
②文化財を観光財として活用するために町長部局に観光課を設置して仕組みをつくり、特色あるまちづくりを展開してはいかがでしょうか。

答弁 （町長）

①平成 31 年度の東海環状自動車道西回りルート及び（仮称）大野・神戸インターチェンジの開通は、人と物の動きが大きく変化し、地域間交流の促進や工場等の新たな立地の可能性が高まります。このチャンスを最大限に活かすため、まずは、道の駅「パレットピアおおの」が本年７月に開駅します。これを契機に、今後の大野町発展及び地域活性化を推進するため、平成 30 年を「観光元年」と位置づけ、さまざまな施策を展開していきます。具体的には、６月に「観光元年記念シンポジウム」を開催し、「地域資源を活かしたまちづくりの進め方」をテーマに基調講演と「インターチェンジの開通や道の駅開駅を活かしたこれからのまちづくりと広域観光振興」をテーマとしたパネルディスカッションを実施します。シンポジウムでの意見を今後の観光施策に反映していきたいと思いますし、観光関連事業者だけでなく、農林業や商工業に関わる事業者やＮＰＯ、市民団体から一般住民まで、幅広い層の人々が主体的に町の振興に積極的に関わっていただけるよう、観光を中心としたまちづくり及び地域の発展を図ってまいります。また、開通するインターチェンジは揖斐郡の玄関口であることから、広域的な観光施策や取り組みが必要不可欠です。現在、当町は、近隣市町で構成する西美濃夢源回廊協議会、西美濃観光推進協議会、西美濃北伊勢観光サミット等に参加し、連携しています。こうした他市町との結びつきを強化し、当町のＰＲやイベントなどを企画、実施していく中で、近隣市町のイベントや観光資源を目的に訪れる方々にも大野町へお越しいただくことを考えています。そのためには、当町ならではの生活・文化や伝統・風習、自然環境や景観の良さ、地場産業

による本質的な価値を持つ特産品やサービスを提供することが大切であり、必要な支援や取り組みを進めます。また、県外では北海道北見市やフラワー都市交流事業を展開している８市町とも交流しており、特に本年は、北見市との友好都市提携 20 周年という記念の年ですので、平昌オリンピックで銅メダルを獲得したカーリング女子日本代表のＬＳ北見をお招きするよう現在調整しています。

②文化財を観光財として活用することについては、文化財行政は従来、保護を中心に厳格な保存管理が柱であったのが、近年は文化財の活用を重視する流れとなり、国も地方自治体が教育委員会に代わって町長部局に文化財保護担当を認める法律案を閣議決定するなど、文化財活用の流れは一般的なものとなりつつあります。

大野町には、長年にわたり先人達に守られ受け継がれてきた数多くの文化財があります。地域が持っている「本来の魅力、本当の宝」をしっかりと洗い出し、観光を中心としたまちづくりや地域振興を進めていくためには、このような地域資源を積極的に活用していくことが必要であると考えます。そのため、地域資源、観光情報を積極的に発信するための観光ボランティアの育成や町内外各地域を巡っていただく観光ルートサインや道路などのインフラ整備も行いつつ、面的な広がりを持った観光振興を進めてまいります。

この様に、地域資源、地域の宝ものを観光の中心とした地域振興策の一つとして活用するため、観光や地域振興を担う町長部局と文化財保護を所管する教育委員会とが密接な連携を進めるとともに、観光課の設置については、町内の観光資源の整備と北岡田家住宅や野古墳群の活用計画を策定した後に、鋭意検討してまいります。

現在の当町の観光入込客数は年間約 30 万人程ですが、道の駅については年間約 40 万人の来場者数を目標とし、併せて約 70 万人の観光入込客数が当面の目標となります。外部から積極的に人や物を呼び込み、それらを地域内で循環させ、稼げる事業者を増やし、雇用を生み出すという仕組みを構築し、これからの大野町のまちづくりの根幹となる観光施策を今一度見直すことで、将来的には 100 万人の観光入込客数を達成出来るだけのポテンシャルを秘めていると考えています。

本年から、大野町の更なる発展に向けて「さらに挑戦」していきます。

質問２

①生涯学習を含めた教育全般におけるソフト事業の具体的施策について
②学校教育現場における幼小連携の取り組みの現状と今後の方向について
③大野町の教育の舵取り役としての考え方について、伺います。

答弁 （教育長）

①学校の教育環境（ハード面）は、町内小中学校の非構造部材の耐震化補強が終わり、大地震発生時における照明器具の落下や窓ガラスの飛散防止等安全対策が整いました。また、今年度４校分のトイレ改修に対する国庫補助金の交付決定を受けてトイレの洋式化を進めます。さらにトイレ改修終了後は、エアコン設置を計画的に進め、子どもたちにとって、「安心・安全」で「清潔」かつ「快適」な教育環境、学び舎にします。ソフト面については、教育長就任時の教育に対する理念・方針のもと、次のようなことを実施してきました。

学校教育では、確かな学力の育成に関して、平成 27 年度に教育委員会から「大野町の授業はこれだけは！」と題し、授業を仕組むポイントを示しました。今年度からはこの実践をもとに、学校ごとの実態に応じた「〇〇学校の授業はこれだ！」を掲げて授業改善に取り組んでいます。特別支援教育については、200 名を超える対象児童生徒の保護者に対して、組織的かつ効率的に対応し、きめ細かく丁寧な助言を試みてきました。その結果、発達障がい傾向の通級指導教室に在籍する児童は、平成 26 年度は 22 名であったのが来年度は 55 名となり、大野小だけでは対応できず、中小学校に通級指導教室を設置することにしました。在籍児童の増加要因の一つとして、通級指導教室の有効性を保護者の皆様に理解していただけるようになってきたことが考えられます。

その他、平成 28 年度より、児童生徒の理解がより客観的にできるようにＱＵ検査を導入しました。子どもの回答結果から学級経営の見直しもでき、不登校児童生徒やいじめの未然防止にも役立てたいと思います。

現在本町では、学校に地域の方々をメンバーとする「学校評議員会」を設置しております。また、地域と学校が連携して子育てに携わる組織として、学校教育課関係の「道徳教育推進委員会」及び生涯学習課関係の「大

野町青少年育成町民会議」「大野町青少年育成推進員会」及び地区公民館の「青少年育成部会」等があります。これらの組織について、それぞれの機能を生かしつつ組織の見直しを図ることで、文部科学省が提唱する「学校運営協議会」の設置や「地域学校協働活動」の推進に結び付くのではないかと考えています。生涯学習課が進めている、青少年育成の推進に関わる部分が中心となりますが、できるだけ早い時期に関係団体の会議や教育委員会及び総合教育会議で検討を開始します。

②今から 20 年ほど前、「小１プロブレム」という言葉が生まれ、教育界で取り上げられました。これは、小学校入学直後の児童が、授業中に落ち着いて話が聞けず、騒いだり、注意されると感情的になったりして、集団行動がとれず､長期間に渡り学校生活に適応できない児童の状態を指します。

「小１プロブレム」は、遊びの要素が中心の活動から、小学校の座学中心の授業への不適応が主な要因といわれます。小学校の生活にスムーズに移行していくことができるようなカリキュラムが必要であり、幼稚園・保育園と小学校との連携した取り組みが重要になっています。

町では、公立・私立の９幼・保育園と町内の６小学校及び担当部局の教育委員会・民生部で「幼稚園・保育園・小学校連携事業」を展開しています。具体的な取り組みは、主に小学校単位で「授業や保育参観を定期的に実施し、相互理解を図る活動」、「園児と児童がふれあい、交流を図る学習活動」、「一人一人の子どもの特性について理解を深める情報交換活動」等が行われています。中でも、大野町スクールアドバイザーが、特に支援を要する園児に対する保育者や保護者の困り感を共有し、情報交換を繰り返し行っています。こうした活動は、小学校入学時の適切な就学指導につながっており、本町の特色ある活動といえます。

こうした連携活動を計画的に推進してきたことで､多くの子どもたちが、幼稚園・保育園の生活の中で育まれた心情、意欲、生活行動などを、小学校生活においても十分発揮し、楽しく小学校生活を送ることができています。また、この連携事業を推進することが「小１プロブレム」の解消に有効であるという認識を、保育者と教諭の双方が共有できていることも、大きな成果であると思われます。今後、町内の保育園の統廃合が進められても、連携の実施方法を工夫することで、これまで通り「幼稚園・保育園・小学校連携事業」を継続できると思います。

③教育委員会が実施する施策の重要ポイントは、二つあります。一つ目は、

子どもも大人がもつ興味・関心・意欲に基づき、思う存分学習やスポーツ・文化活動を行い、満足感や充実感・達成感を味わうことができるよう、いかにハード・ソフト面の条件整備を行うべきか。二つ目は、行政主導にならざるを得ない場合もありますが、最終的には学校や各種団体の主体的な動きを生み出すべきであります。こうした考え方を中心に据えて、教育行政に携わってまいります。

質問１　**町民の安全強化について**
質問２　**児童館閉館後の活用について**
質問３　**「子育てはうす　ぱすてる」への紙芝居・絵本の選定について**

小森　小百合 議員

質問１

行方不明者の早期発見とご家族の苦しみの軽減のために、各機関との連携による更なる対応強化と犯罪の抑止力を含め人捜し等にも威力を発揮する防犯カメラの設置が必要ではないでしょうか。

答弁 （総務部長）

行方不明者への対応については、まず、警察署に行方不明者の届出が提出されると、警察は家族の意向を確認後、警察署の判断によって、町へ連絡があります。連絡を受けた町は、高齢者を始めとする行方不明者に関する広報活動等に協力していくというものです。具体的には、「行方不明となった時間や場所、体格や服装等の特徴」を警察署からの参考情報を基に、防災行政無線で町民へ情報提供を行っています。また、障がいのある方や認知症の方など、場合によっては、町が包括支援センター等で保有する参考となる事項を可能な範囲で警察署と情報共有し、効率的な捜索活動を行っていくための体制作りを整えています。

今後も、警察署をはじめ、消防署、消防団、地域と一体となり、対象者に関する情報を共有し、緊密な連携を図りながら、行方不明者の早期発見に全力を尽くし、町民の安全強化に努めてまいります。

防犯カメラの設置については、犯罪の抑止や犯罪捜査などに有効な手段

とされており、急速に普及し、設置されています。

町でも、役場庁舎、小中学校、大野バスセンター、黒野駅レールパーク等の各公共施設内に現在 13 か所 58 台の防犯カメラを設置し、監視しています。また、7 月開駅予定の「道の駅パレットピアおおの」には、14 台の防犯カメラを設置して、利用者が安心・安全に利用できる施設を目指しています。

今後も、公共施設を中心に、さらに設置が必要となる施設や場所などについて、専門性を有する警察署をはじめ関係機関とも協議しながら、皆様が安心して暮らせるよう、効率的かつ効果的に防犯カメラの増設をしてまいります。

質問２

長年親しまれその役割を十分果たした児童館が３月末で閉館となりますが、この施設は立地条件も良く、また防犯の観点からも早急に有効活用する必要があるのではないでしょうか。

答弁 （民生部長）

児童館は、その設立目的として「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操を豊かにするため」の拠点として昭和 54 年に開設いたしました。年間利用者数は、ピーク時には延べ人数で 29,070 人と多くの幼児・児童に利用されました。しかし、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブが平成 12 年から開設された影響から、平成 20 年頃までは 15,000 人程の利用者数が、平成 28 年度は 6,906 人にとどまり、年々減少をたどって当初の設立目的を果たせなくなり、その役目を終えたとの判断から３月 31 日をもって閉館することとなりました。

昨年の 12 月議会において、小森議員からの一般質問を受け、今後の利用方法を福祉施設に限らず多方面での活用を検討したいと回答しました。それから、庁内各課へ利用方法のアンケート等を行い、いくつかの案が出てきました。今後は、内部検討委員会を設置し、アンケート結果を基に、また、タウンミーティング等さまざまな機会において、町民の皆様の意見を伺い、精査及び検討を１年かけて行いたいと思います。

質問３

「子育てはうす　ぱすてる」に木の香りあふれる建物・遊具・玩具に加え、こだわりのある紙芝居・絵本をそろえることで、訪れる方々に喜ばれるとともにイベント活用や話題性等、有効ではないでしょうか。

答弁（民生部長）

「子育てはうす　ぱすてる」は平成30年７月開設に向けて、３月に建設が完了し、施設内の大型遊具等を現在、製作しており、だれもが身近に「ぎふ木育」を体験ができる室内空間として「ぎふ木育ひろば」の認定をめざしているところです。木の遊具や玩具をふんだんに取り入れていくことは、幼児期からの五感体験がその子の人格形成に大きく影響していると言われ、豊かな心を育てるとともに大切にする「心」を育みます。そして、「木育」と同じように子育てに必要となってくるのが、絵本の読み聞かせだと考えています。絵本を読み聞かせることで、親子のコミュニケーションのきっかけになる、きれいな絵を見て感性が豊かになる、いろいろな世界に触れることで知的好奇心が刺激される、場面を想像することで想像力が育つ、言葉の表現を知ることで語彙力が育つなどの効果があります。特に小さい時期は、親が絵本や児童書をゆっくり読み聞かせてあげることで、子どもの言葉やコミュニケーション能力を育てることに大きな効果があります。

このようなことから、子どもは読み聞かせを通じて、豊かな感情、情動がわき上がっていると言われます。そして、脳は使うことで発達します。読み聞かせは、結果として子どもの豊かな感情を養い、「心の脳」が育つために役立っています。子どもとコミュニケーションを取りながら、言語能力や学習能力を育てることができると考えます。

そこで、一般的に絵本の読み聞かせにふさわしいと言われている絵本や紙芝居の導入はもちろんですが、町内保育園等の保育士や子育て経験者等に様々な意見をいただきながら、「子育てはうす　ぱすてる」にふさわしい絵本等を導入してまいります。また、四季折々に合わせ、毎月テーマを設けた多数向けの読み聞かせ会等を開催し、その際に対応できるような大型絵本や大型紙芝居などの充実もしてまいります。

質問１　**道の駅建設について**
質問２　**２期制の効果について**

ひろせ　一彦 議員

質問１

道の駅等整備について、町民の中にコスト面で不信や不安の声がささやかれていることに対し、開駅の前にスッキリと払拭する必要があるのではないでしょうか。

答弁 （町長）

道の駅「パレットピアおおの」は、東海環状自動車道（仮称）大野・神戸インターチェンジの平成 31 年度の開通を見据え、地域振興やまちのにぎわいの創出のため、平成 28 年度より着工し、本年７月のオープンを目指し、整備を進めています。総事業費は 18 億４千２百万円の予定です。その財源の内訳は、国費が６億５千万円、県費が２千 600 万円、公共施設整備基金繰入金が７千 200 万円、地方債が８億２千 500 万円で残りの２億６千 900 万円が一般財源となっています。

このうちの地方債については、平成 28 年度に２億６千 100 万円の借り入れを行い、平成 29 年度に４億３千万円、平成 30 年度に１億３千 400 万円の借り入れを行う予定となっています。この借り入れは、それぞれ３年据え置きの 20 年償還で、借入から 20 年間償還を行っていくことになります。

地方債の目的ですが、単年度に多額の財源を必要とする事業について、円滑な執行を確保し、財政負担を後年度に平準化し、将来便益を受ける後世代と現世代とで負担を分かつ機能を持たせるものです。この道の駅は今後長い間にわたり、災害時の広域防災拠点、公共交通拠点、地域活性化の拠点となるべきものと考えていますので、道の駅整備に地方債を財源とすることには合理性があると考えています。

また、平成 28 年度の町の地方債残高は、60 億５千万円で、実質公債費比率は 1.3％となっています。この実質公債費比率は、高いほど財政運営が硬直化していることを示しており、地方財政法上 18％以上の団体は地方債の発行に際し許可が必要となりますが、大野町は 1.3％と大幅に下回

っており、県下でも５番目に良い数値となっています。また、住民１人あたりの地方債現在高は 25 万８千円で、県下でも８番目に良い数値となっています。よって、今回の道の駅整備にかかる地方債発行額を加えた場合においても、住民１人あたりの地方債現在高は 28 万２千円であり、県内の市町村平均より低い数値となります。

今回の道の駅の整備や池田町大野町学校給食センターなど、大型事業にかかる地方債の発行により、今後は一時的に実質公債費比率が上昇することが予想されますが、健全な財政運営を維持するための制限値 10％を超えることがないよう中長期的な視点で財政運営に努めてまいります。

また、財政調整基金については、平成 28 年度末残高は 29 億５千 863 万１千円となっています。この基金残高についても、中長期的な視点で見据え、今後も 16 億円を下回ることがないよう収支バランスのとれた行財政運営を図ってまいります。

質問２

教員の長時間労働是正策として２期制の効果はどうでしたか。更なる促進のために留守番電話の整備を求めます。　また、児童・生徒の学習と過ごし方において、３学期制に比べどんな違いがありましたか。

答弁 （教育長）

教員の過重労働に対する２期制の効果については、県教育委員会が毎年 11 月に行っている勤務実態調査の結果を見ると、大野町の中学校教員は、平成 28 年度の平均退校時刻が 19 時 27 分でしたが、平成 29 年度は 18 時 46 分となり、40 分ほど退校時刻が早くなっています。また、中学校の教員に２期制に関するアンケートを実施したところ、「長期休業日前の成績処理に追われる時間が減り、業務のスリム化につながっている」と答えた教員が９割を超えました。また、「中体連の大会前の練習時間が確保できる」「個別懇談の時期をずらすことができる」などの意見もあり、２期制が、教員の過重労働の解消につながっていると思われます。

電話対応の負担を軽くするための留守番電話の整備については、午後７時以降の学校への問合せ・相談等が、８校の平均で１週間に２～３件程度です。また、欠席の連絡は、朝７時 30 分前にもあります。留守番電話の導

入については、現場の声を聴きながら検討してまいります。

次に、生徒の学習や生活にかかわる効果の学習については、３学期制の場合、３学期の評価期間が短いことがかねてから問題となっていましたが、２期制の導入によって長いスパンで学習の状況を観察・評価できることになります。生徒がじっくり学習に取り組み、より多くの学習活動の様子から妥当性の高い評価を受けられるようになったことは、生徒にとってメリットであると言えます。また、学校生活については、大きな混乱はありません。２期制が、学校行事や生徒会活動のスパンと合っていることから、生徒の意識を大切にし、見通しのある学校生活を展開することができていると言えます。

次に、２期制を導入したこの１年の課題と今後の取組みについては、課題として寄せられた意見で最も多かったことは、「９月は体育大会と前期の成績処理が重なり、多忙だった」ということです。この点については、夏休みの期間を有効活用し、計画的に仕事を進めておくことで、概ね解消できると考えています。また、夏休み明けすぐに定期テストが計画されていることから、夏休み中の学習支援を要する生徒への対応が必要であったという意見もありました。夏休み後半に学習相談日を設けて学習支援を行うことや、夏休み後半に３日間ほど午前授業を位置付けることなど、中学校と協議し、検討していきたいと考えています。　今後は、明るく、元気に子どもたちと向き合える教職員、仕事とプライベートの両方を大切にして生き生きと仕事に取り組める教職員を目指し、２期制だけでなく校務支援システムやスクールサポーターの導入など、さらに「働きやすい学校環境づくり」を推進したいと思います。

質問１　**社会教育･体育施設使用料について**

井上　保子 議員

質問１

人口が減り続ける中、財政確保の見通しは厳しいと思います。

①現在の社会教育施設・体育施設の利用状況について、②施設の老朽化等

により維持･管理負担は増大しますが、受益者負担の在り方について伺います。

答弁 （町長）

平成 28 年度の各施設の利用申込み状況は、中央公民館・地区公民館では（38 講座が開設、164 クラブ・サークルが活動）、延べ９万１千人が、総合町民センターでは延べ 38 万５千人が、体育施設では町体育協会加盟 15 団体など、延べ 12 万６千人の方々が、それぞれの目的に沿って活動や学習の場として、主体的に利用していただいています。町民一人当たりに換算しますと、１年間で 25.7 回利用申込みをいただいたことになります。

現在、学校開放施設を除く施設の管理経費の総額は、１億８千万円ほど、使用料等収入の総額は、970 万円ほど。管理経費に対する収入の割合が 5.3％しかない状況です。この状況は、それぞれの活動が生涯学習の観点からも公益性の高い活動であり、町として活動を支援するために多くの団体に対し、施設使用料を免除・減免措置を行っている結果です。

また、施設の主な維持管理費は、光熱費や管理委託費などの物件費及び維持補修費です。ここ数年、維持補修費は増加傾向にあり、施設は建築後 24 年以上を経過しており、この先各施設の長寿命化を図っていくためには大規模改修等の予算も必要となり、維持管理費が今以上に膨らむことが予想されます。

生涯学習が町民の皆様に浸透し定着してきた現在、公益性の高い活動であることを認めつつも施設利用負担の適性化を検討すべき時期であると考えます。施設を利用する人と利用しない人の行政サービスの公平性の確保や受益者負担の原則といった観点から、消費税が 10％へ上がる平成 31 年 10 月を目途に、関係団体等に受益者負担のご理解を得ながら、施設利用料の免除・減免の基準及びその対象となる団体の見直し等を行い、将来にわたって安定した生涯学習が推進できるような施設管理・運営を実現したいと考えています。